

## 遊佐町沖法定協議会における地元構成員の主な発言要旨

### 1. 協議会及び議論の進め方

#### 【第1回】

- 事業による地域へのリスクを回避することが必要と考えている。そのためには、協定の締結、またその協定内容の検討が必要と考えている。
- 過疎地域持続的発展計画において町民に対して丁寧な説明会を県・事業者に求めていくことを示しており、洋上風力発電事業の推進に際しては丁寧な説明をお願いしたい。
- 子孫、これから漁師を志す者のためにも、海を使い続けることができるよう、また漁業者が生きていけるよう、関係者と丁寧な協議をお願いしたい。
- 「再エネ海域利用法」における「事業者による地元調整に係る負担軽減」について、具体的に教えていただきたい。
- 「促進区域の指定基準」である「海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」について、風力発電事業のいずれの段階からの基準となるのか、教えていただきたい。
- 漁場は漁業者にとって非常に大切であり、将来にわたり、漁業資源、漁場を守っていくことが必要である。行政、事業者、漁業関係者が共有して真摯に協議を行っていくこと、先行利用者である漁業関係者が理解、納得した上で共通認識をもって協議を進めていくことによって、協議が円滑に進んでいく。
- 漁協として、当該地域漁業者はもちろんのこと、共同漁業権を共有、利用している酒田地区の漁業者も含めた意見・調整を行いながら協議を進めていただきたい。
- 協議は関係者が十分納得できるまで行うことが非常に大切であり、協議会の回数や時間を限ることなく進めていただきたい。

#### 【第2回】

- 町にとっては、漁業者、内水面漁業者にとっての経済的なリスク、環境面へのリスクがある。リスクの最小化をこの場を借りてお願いしたい。

- 国の再エネ海域利用法が 2018 年にできた。町は、地方公共団体の責務を果たすように求められている。全国の中でも先進地である秋田県能代市が会長を務める組織ができています。由利本荘市も男鹿市も参画しています。お隣の先進地から教をいただいて、地域に再エネ海域利用法の趣旨をしっかりと受け止め、進めていかなければならない。まずは、今日教えて頂いた漁業影響調査や今年中に結論が出ると発表があった環境影響評価、そして遊佐町沖の海底地盤調査等のデータをしっかりと町民に公開していきたい。
- 風車が建てば、水面がなくなった分だけ、間違いなく漁場は狭くなる。漁業に支障が及ぶことは明確だ。その上で、風力発電事業者と、本当に共存共栄の策を構築できるのか、時間を掛けても話し合いが必要だ。
- 皆さんから発言されたことや参考事例は、漁業者全員に周知して、納得がいかなければだめだと思っている。色々な立場で多様な漁業をやっている。魚の蝸集効果の話もあったが、かごでバイ貝を採っている人、延縄で回遊魚を獲る人もいるなど、色々なパターンがある。その上で、漁業振興策、様々な協調策など、時間を掛けても、慎重に議論していかないとだめだと思う。
- 回数や時間にこだわることなく、話し合いを続けていきたい。ここで結論めいたものは言えない。持ち帰って地元の皆さんの意見を集約し、またここに持って来たいと思っている。
- どんどん次の説明があったが、なかなかついて行けない。資料はもう少し早く渡していただいて、事前に見ておきたい。そして、協議会の場で質問できるような体制でやっていただきたい。私は何%理解できたのかと不安な状況だ。
- 要望や質問もこれからも出て来ると思う。それに対する 100%の回答は多分ないと思うが、それに対して調査したり、努力したりしたかどうかが我々にとって大事だ。
- 町内で事業説明会に参加した。町民から色々な懸念が出された。せっかく素晴らしい環境があるのに、沿岸にかなり背の高い洋上風車が建つ。しかし、温暖化をこのままにしてはおけないという考えから、これをチャンスとして捉え、地域振興に結び付けた方が良くはないかという意見もあるが、その方々も懸念を持っている。遊佐沖で発電したクリーンエネルギーを、送電線を使って都会に送るだけでは、余りにも考えがなさすぎるという方もいる。景観を犠牲にしてまで、何でやるんだ、絶対反対だという方もいる。簡単に説得することはできない。

### 【第3回】

- 再エネ海域利用法では、「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」が記載されているが、風車の面積分は海面が減少する。そうすれば、漁具の設置が困難なものもあれば、少なくせざるを得ないものがあり、間違いなく影響がある。一方でサケや回遊性の魚は掴みづらいもので、漁業影響調査を続けなければならない。直接的に影響が出るものを(漁業に支障を及ぼさないと)どう見込むか。見込まれないのであれば、進まないことになるので、見込むための方法を議論してほしい。
- 漁業影響、漁業協調、共存共栄とあるが、言葉を整理する必要がある。協調は「利害の対立したものが穏やかに問題を解決すること」、共存共栄は「事業者が電力を作り事業を展開するが、漁業者も(継続して)漁業を行うこととなり、お互いに共存しなければならない」、振興は「物事を盛んにすること」。まずは、(漁業に支障を及ぼさないことを見込まれるものを作る。その前提で、協調策を作り、共存共栄策を作る。その次に、公平性・透明性を確保しながら振興策を展開すると考えている。
- 振興策だけでは、支障を及ぼさないことを見込むことは無理だと思っているので、しっかりしたものを作って進めていただきたい。振興策と協調策の違いを整理し、具体的なものを1つでも2つでも作らなければ、進めることは出来ないと思っている。漁業者はいいでしょうとは言えない。
- これまでの内容は連合会の役員会・会長会などで報告しているが、今の時点では、風力発電に反対だという意見は出ていない。
- 今回は次の促進区域に指定するための大事な協議会と思い望んでいる。町長の意見に私たちの要望の大部分が入っている。資料もこれまでの段階の内容の多くが含まれている。
- 遊佐町民は広く洋上風力発電事業に関心がある。鳥海山と遊佐沖は景観が良く風車が建つことにネガティブな発言をする方もいるが、中には温暖化をこのままには出来ないためこれをチャンスにして地域振興に活かした方が良いのではないかという意見がある。せっかくクリーンエネルギーが出来るのに都会に送ることでは考えが無さすぎるという意見もある。また、海外では沿岸から、かなり距離を置いて計画されているとの意見もある。
- 協調策や振興策の言葉の整理や内容をどう考えているのか、有識者からの意見も聞きたい。

## 2. 地域振興策

### 【第1回】

- 地域の活性化の視点も含め、酒田港の基地港湾化を進めるとともに、水素関係のインフラの整備、研究施設の誘致、洋上風力発電の電力の活用など、洋上風力発電事業や酒田港の活用が将来的な水素社会に繋がる形で展開していくことを期待している。
- 洋上風力発電事業が遊佐町の豊富な食料資源や、観光資源などを活用した観光産業の創出、クリーンな電力の地産地消による、新たな産業の創出、雇用の創出などの地域振興に繋がるようお願いしたい。

### 【第2回】

- 町政の発展、地域の振興に資するという視点を重要視していきたい。これまでの発表で教えて頂いたことを地域に伝えていきたい。

### 【第3回】

- 北西からの季節風は厄介で、風から町を守るため海岸沿いにクロマツ林が植えられた。遊佐町では、植林や枝打ち、子供たちへの教育等を通し、保全作業だけでなく、保全にかける思いも含め、次の世代に残すべく活動している。地域振興策の一環としてクロマツ林の保全の取り組みに協力願いたい。
- 遊佐町では、移住定住施策を進めている。教育、産業、福祉等、様々な観点から移住定住に資する取組みを事業者に期待する。例えば、サケの加工品の開発、販路拡大、商品の付加価値アップなど。現在、町では日本海沿岸東北自動車道の山形ー秋田開通に合わせ、遊佐パーキングエリアタウンの整備に向け取り組んでいる。再生可能エネルギーを積極的に活用する施設にすべく事業に関わって欲しい。
- 風車設置に伴い、海水面、内水面だけでなく、漁村地域の振興につながるアイデアに期待する。
- 比子海岸の浸食が進んでいるため、浸食を防止する分野での協力をお願い出来ればありがたい。

- 遊佐高校の自然体験型留学制度も3年目となる。また、東北公益文化大学も公立化の話が出ている中で、水素社会について環境学として学習出来る場を作り、若者が学習し地域に残れる環境を大きなプロジェクトの中で作れたら素晴らしい。しっかりリスク管理し、リスクを最小限にするのは前提であり、ギヤレスなど低周波が出ない構造もあると聞いており、最新の技術で課題を乗り越えていきたいと考えている。

### 3. 漁業協調策・漁業振興策

#### 【第1回】

- サケの増殖事業は、持続可能な食料資源を作る代表的な事業であり、サケは沖合まで燃料を使って漁獲に行く必要がなく、放流された河川の沿岸域で漁獲されるエコな漁業資源である。洋上風力発電によるクリーンなエネルギーを活用した持続可能でエコなサケ資源を造成するという国内初のSDGsに即した漁業振興モデルを期待している。

#### 【第2回】

- 365日のうち120日くらいしか沖に行けず、残りの200日以上は準備をするしかない。漁協や周辺住民、漁業者の家族が事業に参画し、所得を増やすことにつながれば、視野が広がり、夢を見ることができる。
- 振興策の中に、風車を魚礁にするという話があったが、そこに所得につながる魚が集まらなると意味がない。事業者側は魚礁を入れて終わりではなく、その効果が漁業所得の向上に役立っているのかを検証して、効果がなければ漁業者と一緒に対策を考えることが必要だ。漁業者が計画を認めて進むのであれば、そういう意志と情熱を持った企業が選定されて欲しい。
- 洋上に風車が建って、漁業に影響があるとすれば、当然補償という話になる。洋上に風車が建って、魚が獲れるような設備を考えるべきだし、漁業ができることを考えていただければ、補償という話にはならないかも知れない。
- 風車が建っても、今の漁業がずっと続けられるような振興策を考えていただきたい。

### 【第3回】

- 山形県漁協は一県一漁協として57年間やってきている。信用事業、共済事業、販売業務、購買事業、製氷事業、加工事業、指導事業を行っている。それらを全て行っている漁協は、隣県にはあまりない。その事業の一つが成り立たなくても、山形県漁協は成り立たないという認識をしていただきたい。漁業者のために、「こんなはずじゃなかった」という事態は避けなければならない。
- (前回の法定協議会では)洋上風力発電の先進事例として海外のものを紹介いただいたが、影響のない効果が期待される事例がほとんどで、悪い事例がほとんどない。内水面の事例等があれば提供いただきたい。
- 内水面事業の協調策・振興策の方向性について、「④の内水面の地域産業課と担い手育成、移住定住取り組みについて」の部分であるが、移住定住の増加とほどのようなものを想定しているか教えて欲しい。
- 漁業影響調査や振興策は事業者が行う事が基本となっているが、事業者だけに任せるのではなく、県も一体となって進めていただきたい。
- 私たちの作り育てるサケ事業は、採捕し採卵し、来年春に放流する事業を行っている。今では、県外に広く流通している事業である。以前は存亡の危機に面し長く苦しい時期があった。このことを忘れなかったことから現状がある。現在、危機的状況が起こっている本州太平洋側のように再び陥ってしまったら二度と戻れないと思っている。新たな脅威として「温暖化」がある。サケにとっても脅威。そんな中での遊佐町沖法定協議会だと考えている。以前の議事録で $1 + 1 = 3$ とすると記載がある。私たちはチャンスとしたいと思っており、今後、熾烈な競争の中で決まる事業者と連携していきたい。鮭文化を守ることに主眼を置いているわけではなく、これからは第一産業でもしっかり生活出来るようでないといと、担い手に見放され衰退する。遊佐沖に風力発電が出来るまで10年かかるが、温暖化は待ってくれない。事業者や皆さんと協調し頑張っていきたい。鳥海山という強力な見方がいる。大自然に守られていることを申し上げたい。

## 4. 漁業影響調査

### 【第1回】

- 重要魚種であるサケやサクラマスなどについて回遊ルートは遊佐町沖だけでなく、秋田県、青森県などの日本海側が含まれ、当該海域には洋上風力発電の計画がある。回遊ルート上にある洋上風力発電が計画されている地域と連携し、情報交換や漁業影響調査・評価などの実施をお願いしたい。

- 他の有望な区域や促進区域における協議で示されている懸念事項への対応内容の情報を共有いただきたい。
- サケ、サクラマスの子魚は回帰経路について不明な点が多い現状。経路により、河川への遡上への大きな影響が懸念され、回帰経路を明確化する調査が必要と考える。
- アユの子魚の生息状況のモニタリング調査を行っていただきたい。洋上風力発電設備の設置により、アユの子魚の生息域である砂浜の環境に変化が生じないか検証をお願いしたい。
- サケは温暖化による海水温の上昇にも大きく影響を受けることが指摘されている。化石燃料を使用しない洋上風力発電事業を推進していくことは重要。
- サケの子魚の北上経路、親魚の回帰経路の把握調査をお願いしたい。調査は風車の設置前、設置工事中、運転開始後も同様の調査を行い、比較影響評価をお願いしたい。
- 影響評価については、海面、内水面の漁業者などを含む実務者による評価会議の設置もお願いしたい。
- 魚類への影響が生じる場合、誰がどのような対応を行うこととなるのか、事前に明確化していただきたい。

## 【第2回】

- 漁業影響調査は、風車が建つ前も現状把握としてやっていただきたい。建設途中、建設終了後も、継続的に調査していただきたい。
- 自分達の漁場でどんなものが獲れるのか、どんな漁業をしているのか、野帳を記帳したりして協力したい。別事業で、漁船にGPSを搭載して自分の漁場を明らかにして、酒田沖の調査に協力している。調査を行って、漁業者にそのデータを理解していただくことが重要だ。
- 想定海域の南側に、大きな川がある。漁場という点では、川から流れて来たものが、風車のシャフトに引っ掛かって、漁場が荒廃する心配もある。この点も調査に入れて欲しい。

- シャフトに貝や牡蠣が付く。牡蠣が荒波によって削れて着底し、潮に流されると、刺網に引っ掛かる心配がある。漁業者に良く話を聞いていただき、そのような調査も調査項目に入れていただきたい。
- 漁業にどういう影響があるかは、環境影響評価とはまた別だ。既存の漁法、漁具で漁をやっていることにどういう影響があるのかという漁業影響評価は、環境影響評価とは分けて考えないといけない。
- 内水面漁業については、サケ、サクラマス、アユくらいしか海に出る魚はいない。外国の事例説明はあったが、実際遊佐沖に風力発電施設ができた場合は、本当にその事例通りできるのか疑問に思った。

### 【第3回】

- 自然変化の影響、風力の影響、他の要因によるものかを区別するための仕組みを整理するとなっており、KPIを設定し、その指標で検証したい観点で整理するとあるが、温暖化が進んでいるなかで区別するのは極めて困難かと思うが、しっかり取り組んでいただきたい。
- 内水面漁協では海と違って、漁業で生計を立てている人はほとんどいない。遊漁者から楽しんでもらうために、県や漁場委員会の指示のもと放流事業等を実施している。ほとんどの漁協は厳しい経営であり、風力発電の影響により漁場が悪くなった場合、悲惨な状態になる。漁業影響調査や対応をしっかりしてほしい。
- <再掲> 漁業影響調査や振興策は事業者が行う事が基本となっているが、事業者だけに任せるのではなく、県も一体となって進めていただきたい。

## 5. 事業者選定評価

### 【第1回】

- 地域、漁業との共存共栄が前提であることが提示資料などで示されており、漁業者としても非常に重要な事項。
- 価格重視の配点で、漁業振興や地域振興などを含む事業実現能力が低い事業者が選定されてしまう疑問や不安がある。
- 事業者選定の評価基準については、次回の協議会までに基準の変更の必要性について検討いただきたい。



○事業者選定の得点結果は公表されるのか、価格評価のみで事業者が選定されてしまうことを懸念している。各事業者から提案されている地域振興策、漁業貢献策などを公表いただき、事業者選定の得点付けに対して漁業関係者を始めとした地域の関係者が意見を述べられる仕組みを検討いただきたい。

※事業者選定の評価の考え方等については、第1回の法定協議会の開催後に国の審議会において議論が進められ、

- ・知事意見を最大限尊重する評価項目について、知事からの回答を基に、その評価基準を明確化し公募占用指針に記載すること

- ・知事意見の策定の際に、公募の公平性・公正性が担保された形で、都道府県知事が関係市町村、漁業関係者等から意見を聴取する手続き等

を盛り込んだ「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改訂が、パブリックコメントの実施を経て令和4年10月に行われている。

## 6. 発電設備の設置位置等

### 【第1回】

○風力発電設備の設置エリアに関する設置基準、ガイドラインなどを設定し、公開していただきたい。

○事業の推進に際しては、予め問題の発生を防ぐ、予防原則を徹底していただきたい。

### 【第2回】

○町内で事業説明会に参加した。もっと沿岸から離してもらえないかという意見も出た。ヨーロッパ等とは海の環境が違うという考えがあると思うが、今日は関心をお持ちの町民の方々が傍聴に来ている。何故沿岸から離すことができないのか。

### 【第3回】

○月光川水系は県内のサケのふ化事業の9割を占める。サケの回遊ルートや放流された稚魚に影響の無いよう風車の位置や距離について調査、検討をお願いしたい。

○願いは一つで、風車が出来た海に出て商売するのは漁業者。風車があった場合、100%、120%対策をしても、必ず不具合はでる。その場合、事故が起こるかもしれない。事故が起こった際は、漁業者から漁協、漁協から事業者連絡がスムー

ズにいき、即対応してもらえるシステムを考えてもらいたい。大きな事故は命に係わる。ある程度の想定のうちで、ある程度の対策を考えておけば必ず有事の際に迅速に対応出来る。

## 7. 環境配慮事項

### 【第2回】

- 漁業者であり、風車に一番近い漁村の住民の一人として発言する。自宅から約600mの所に既に風車がある。環境アセスの騒音調査を、3地点で4回（春夏秋冬）実施するとのことだが、現状の騒音もしっかり把握しておかないと、どんな変化があるのかわからない。既に風車が建っているので、その点も加味した測定を実施してもらいたい。既に建っている風車に加え、沖合にさらに建つので、丁寧な環境アセスをお願いしたい。
- 環境影響評価の魚類調査の目的で刺網がある。しかし、刺網は、漁業者がお金になる魚を獲るための網であって、どういう魚がどれくらいいるかを調べる目的には不向きだ。本来なら、環境アセスは別の方法でやるべきと感じている。
- 第2回資料に、「環境省自らがポテンシャルのある海域で環境アセスメントの基礎となるデータを収集・調査を行う事業を実施し、成果を事業者を提供。」と書いてある。事業者を公募する際、このデータを活用して、事業計画等を作成していくと聞いた。環境省の実際の魚類の調査内容を見せていただくと、年4回季節毎に、刺網による調査を行うとなっている。これでは、内水面の魚が全然網羅されない。サケ、サクラマス、アユという内水面の重要魚種は、海に下っていつてある一時期に海を活用する。それ以外に、鳥海山の水系には、レッドデータブックに載る魚がいる。そのような魚の中にも海を活用しているものもいるので、本当に内水面の魚も環境アセスで網羅するのであれば、もっと追加の調査が必要ではないかと提案させていただく。

### 【第3回】

- 風車建設や運転に伴って発生が予想される住民への健康被害、生活リスクを最小限化する努力と、建設後の調査・検証・対応が出来るよう、リスクの最小化に一層努めていただきたくようお願いしたい。事業者と協定を結びリスクの回避に努めていきたい。
- ＜再掲＞しっかりリスク管理し、リスクを最小限にするのは前提であり、ギヤレスなど低周波が出ない構造もあると聞いており、最新の技術で課題を乗り越えていきたいと考えている。